２　「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

［(1)　略］

(2)　第６号様式別表１の３を提出する法人

［㈠　略］

㈡　第６号様式別表１の３の「差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

３　令和２年改正法附則第５条第５項において準用する法第53条第５項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

第六号様式別表四の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十四　挿入］

［第６号様式別表４の３記載要領　略］

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙二十六　挿入］

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙二十六　挿入］

第６号様式別表５記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第３号若しくは第４号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第２項若しくは第62条の５第２項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の２第１項、第61条の３第１項、第66条の13、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項若しくは第68条の３の３第１項の規定の適用を受ける法人、所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第18条の３第１項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の２の３の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

２　「当期控除額④」の欄は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ㈠に掲げる金額が㈡に掲げる金額を超えない範囲内で記載すること。

［(1)　同左］

(2)　第６号様式別表１の３を提出する法人

［㈠　同左］

㈡　第６号様式別表１の３の「差引個別帰属法人税額（（①＋②）と（①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①＋②）③」の欄の金額から「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄の括弧内の金額を控除した金額

３　令和２年改正法附則第５条第５項において準用する法第53条第５項又は令和２年旧法第53条第10項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人（これらの規定に規定する被合併法人等をいう。）の前10年内連結事業年度（これらの規定に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（これらの規定に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）とこれらの規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。

第六号様式別表四の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十三　挿入］

［第６号様式別表４の３記載要領　同左］

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙二十五　挿入］

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙二十七　挿入］

第６号様式別表５記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第３号若しくは第４号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第２項若しくは地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第27条、第62条第２項、第62条の５第２項若しくは第142条の２の２若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第27条の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の２第１項、第61条の３第１項、第66条の13、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項若しくは第68条の３の３第１項若しくは令和２年所得法等